

重要事項説明書

株式会社 ハンループ
グループホーム はるる

グループホームはるる 重要事項説明書

1 事業主体概要

事業主体	株式会社ハンループ
代表取締役	大野 仁宏
本社所在地	札幌市東区北7条東13丁目2-14
事業内容	地域密着型介護サービス 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の運営 グループホームなごみ（北見市） グループホーム水色の詩（北見市） グループホームいこい（網走市） グループホームあとれ（網走市） グループホームはるる（訓子府町） 指定居宅サービス 指定通所介護・指定介護予防通所介護（デイサービス）の運営 デイサービスはるる（訓子府町）

2 施設概要

施設名	グループホームはるる
所在地 電話 FAX番号	所在地 常呂郡訓子府町字穂波67番33 電話 0157-47-4881 FAX 0157-47-4883
施設の方針	<p>グループホームはるるを利用される方々の状況を的確に把握し、いつも笑顔で生活が送れるよう常に考えていきます。また、共同生活の中において、利用される方々の有する能力を最大限に発揮し、自立した日常生活を営むことができるよう努めていきます。その中で、利用される方及びご家族の皆さんとよりよい信頼関係を築き、理想的な「心」と「住まい」を提供できればと思っています。</p> <p>さらにグループホームはるるでは、利用される方々を個人として尊重することが何より大切だと考えています。私たち職員は、利用される方とご家族の希望を一番とし、常に家族の心といたわりの心をもって支えていきたいと思ひます。そして、利用される方やご家族の皆さんにとって、家族のように喜びを分かち合える存在となれるように努めていきます。</p>

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人として尊重し、尊厳を維持しよう ・ 笑いと楽しみのある自立した生活をしよう ・ 自然とのふれあいを大切にしよう ・ 地域との交流を深めよう 															
運営理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 グループホームはるるにおいて提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 5 適切な介護技術を持ってサービス提供する 															
定員	2ユニット 18名															
管理者	梅ユニット：能智真弓 桜ユニット：中沖勇人															
開設年月日	平成18年 9月 7日															
保険事業者指定番号	0195000039															
施設概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">食堂兼居間</td> <td style="width: 20%;">2箇所</td> <td style="width: 60%;">(入所者の憩いの場)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>4箇所</td> <td>(全車椅子対応)</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>2箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>18室</td> <td>(全個室対応)</td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>2箇所</td> <td></td> </tr> </table>	食堂兼居間	2箇所	(入所者の憩いの場)	便所	4箇所	(全車椅子対応)	浴室	2箇所		居室	18室	(全個室対応)	洗濯室	2箇所	
食堂兼居間	2箇所	(入所者の憩いの場)														
便所	4箇所	(全車椅子対応)														
浴室	2箇所															
居室	18室	(全個室対応)														
洗濯室	2箇所															

3 職員体制（令和6年4月現在）

管 理 者	2名	介護職兼務
計画作成担当者	7名	介護職兼務
介 護 職 員	14名	介護職

4 勤務体制（1ユニット当り）

夜間及び深夜以外の体制（6：00～21：00）	1名から4名
夜間及び深夜の体制（21：00～6：00）	1名

5 介護保険給付サービス表及び利用料金

保 険 給 付 外 サ ー ビ ス	月途中での入退所及び入所中の医療機関への入院の際は利用日数により日割り計算となります。但し室料につきましては契約が継続する期間について納めて頂くこととなります。	
	室 料	34,000円/月
	食材料費	・朝食、昼食、夕食 一食：420円、1,260/日 30日として、37,800円
	光熱水費	・基本料金 22,800円/月 ・テレビ持込料 1,500円/月 ・冷蔵庫持込料 1,500円/月 ※ その他大型電化製品を持ち込みの場合は別途協議とします。
	その他	日常生活上において必要となる費用（お小遣い、個人消耗品等施設立替分）で利用者が負担することが適当と認められる費用。 実 費

令和6年4月現在

指定認知症対応型共同生活介護	介護保険負担割合		
	1割	2割	3割
① 基本料金			
要介護1	753円/日	1,506円/日	2,259円/日
要介護2	788円/日	1,572円/日	2,364円/日
要介護3	812円/日	1,624円/日	2,436円/日
要介護4	828円/日	1,656円/日	2,484円/日
要介護5	845円/日	1,690円/日	2,535円/日
② 入院時の費用の算定 (入院後3カ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合で、退院後円滑に再入居をとれる体制を確保する場合。1月に最大6日。)	246円/日	492円/日	738円/日
③ 初期加算 (入居後30日に限り加算。また、30日を超える入院後に再入居した場合も加算いたします。)	30円/日	60円/日	90円/日
④ 医療連携体制加算Ⅰハ (訪問看護ステーションと連携をとり、日常的な健康管理、24時間の連絡体制、緊急時の対応。)	37円/日	74円/日	111円/日
⑤ 若年性認知症利用者受入加算 (医師から若年性認知症と診断され当事業所にて個別の担当者を定めた場合)	120円/日	240円/日	360円/日
⑥ 看取り介護加算 (別紙『看取りの指針』に基づき看取り介護を行った場合) ・死亡日以前31日～45日以下 ・死亡日以前4日以上30日以下 ・死亡日の前日及び前々日死亡日	72円/日 144円/日 680円/日 1,280円/日	144円/日 288円/日 1,360円/日 2,560円/日	216円/日 432円/日 2,040円/日 3,840円/日
⑦ 退去時相談援助加算 (利用期間が1月を超えた後に退去し、その後居宅サービスまたは他の地域密着型サービスを利用する際、その事業所等への情報提供を行った場合)	400円	800円	1,200円
⑧ サービス提供体制強化加算Ⅰ 介護従事者の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上	22円/日	44円/日	66円/日
⑨ 科学的介護推進体制加算 (科学的介護情報システムの活用により介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進する目的のため)	40円/日	80円/日	120円/日
⑩ 介護職員処遇改善加算Ⅰ (訓子府町に届出を行い介護職員の賃金改善等を実施しているため)	1月あたり上記①～⑨の総額に 111/1000を乗じた金額		
⑪ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (技能、経験を有する介護福祉士の賃金改善を実施するため)	1月あたり上記①～⑨の総額に 31/1000を乗じた金額		
⑫ ベースアップ等支援加算 (職員の処遇改善を目的とする)	1月あたり上記①～⑨の総額に 23/1000を乗じた金額		
⑬ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ※令和6年6月から (訓子府町に届出を行い介護職員の賃金改善等を実施しているため)	1月あたり上記①～⑨の総額に 186/1000を乗じた金額		

指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護保険負担割合		
	1割	2割	1割
① 基本料金 要支援2	749円/日	1,498円/日	2,247円/日
② 入院時の費用の算定 (入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合で、退院後円滑に再入居をとれる体制を確保する場合。1月に最大6日。)	246円/日	492円/日	738円/日
③ 初期加算 (入居後30日に限り加算。また、30日を超える入院後に再入居した場合も加算することがあります。)	30円/日	60円/日	90円/日
④ 若年性認知症利用者受入加算 (医師から若年性認知症と診断され当事業所にて個別の担当者を定めた場合)	120円/日	240円/日	360円/日
⑤ 退去時相談援助加算 (利用期間が1月を超えた後に退去し、その後介護予防サービス等または他の地域密着型介護予防サービスを利用する際、その事業所等への情報提供を行った場合)	400円	800円	1,200円
⑥ サービス提供体制強化加算 I 介護従業者の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上	22円/日	44円/日	66円/日
⑦ 科学的介護推進体制加算 (科学的介護情報システムの活用により介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進する目的のため)	40円/日	80円/日	120円/日
⑧ 介護職員処遇改善加算 I (訓子府町に届出を行い介護職員の賃金改善等を実施しているため)	1月あたり上記①～⑦の総額に 111/1000を乗じた金額		
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算 I (技能、経験を有する介護福祉士の賃金改善を実施するため)	1月あたり上記①～⑦の総額に 31/1000を乗じた金額		
⑩ ベースアップ等支援加算 (職員の処遇改善を目的とする)	1月あたり上記①～⑦の総額に 23/1000を乗じた金額		
⑪ 介護職員等処遇改善加算 I ※令和6年6月から (訓子府町に届出を行い介護職員の賃金改善等を実施しているため)	1月あたり上記①～⑦の総額に 186/1000を乗じた金額		

※令和6年4月にて

認知症対応型共同生活介護⑩、⑪、⑫、介護予防認知症対応型共同生活介護⑧、⑨、⑩が廃止となります。

原則サービスご利用分にかかる料金につきましては月末締めでご清算し、翌月 7 日以内に請求書を発行いたします。発行日以降 10 日以内に下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 定口座への振込（振込にかかる手数料につきましては、利用者様負担となります。） 指定口座：北見信用金庫 訓子府支店 普通 0534873
② 北見信用金庫 各支店の口座をお持ちでしたら自動引き落とし対応も可能です。 手続きは、金融機関の別紙となります。

6 協力機関

医 療 機 関	訓子府クリニック
歯 科 機 関	湯本歯科医院 ハート歯科
介護老人福祉施設	社会福祉法人 訓子府福祉会 特別養護老人ホームくねっぶ静寿園

7 緊急時・事故発生時の対応

入居中に容体の変化、その他緊急事態、事故等が生じた場合は、事前に聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、入居者本人の主治医又は協力機関、訓子府町、家族等に連絡を行ない、適切な措置を講じます。

8 防災対策の概要

防 災 設 備	消火器	適 所
	火災報知機	適 所
	スプリンクラー	適 所
	中央監視盤・非常通報装置	事務所
防 災 訓 練	年 2 回実施（内 1 回は、消防署員立会にて実施）	

9 退去について

次の場合は退去してもらうことがあります。

- (1) 入居者又は家族が退去を申し出た場合。
- (2) 本人が死亡された場合。
- (3) 要介護認定により、自立又は要支援 1 と判定された場合。
- (4) 極端な暴力行為や自傷行為により共同生活を送ることが困難となった場合。

10 損害賠償

利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行います。当事業所は損害賠償保険に加入しております。

11 苦情処理の概要

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。

12 苦情相談機関

事業者苦情相談窓口	担当者氏名：中沖 勇人 能智 真弓 電話 0157-47-4881 F A X 0157-47-4883
訓子府町苦情相談窓口	訓子府町役場福祉保健課介護保険係 電話 0157-47-5555
北海道苦情相談窓口	北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係 電話 011-231-5161(内線 6111) F A X 011-233-2178

13 重度化における対応及び施設内での看取りについて

急性期等の対応については協力医療機関との連携を図り対応致します。また、看護師により日常的な健康管理に努め、急変時においてもオンコール体制により 24 時間対応可能な体制となっております。又、本人及びご家族から終末期に関する意向を確認し別紙『看取りに関する指針』に沿った内容にて、施設内で終末期を過ごす事が可能です。

利用者が危篤な状態となり、看取りの介護が必要になった際には、担当医師や看護師と連携を取り、日常的な健康管理、24 時間の連絡体制、緊急時の対応、看取り介護を行います。

14 若年性認知症利用者への対応について

若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに合わせたサービス提供を行います。担当者の決定については資格、経験等を考慮しご本人とご家族の意向に沿ったものとします。

15 身体拘束に関する指針について

身体拘束を行わない介護を原則と致しますが、生命又身体を保護するため緊急やむを得ない場合のときに、スタッフ間で十分に議論し、家族と話し合いの機会を設け、別紙に定める「身体拘束に関する指針」に基づき身体拘束に該当する行為を行うことがあります。

その際は利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間を出来る限り繊細に説明し、必要最小限に努めます。